

令和6年度 第2回静岡市手話言語条例策定等研究会

日 時：令和6年8月16日（金）午後2時から午後4時

場 所：城東保健福祉エリア複合棟3階第1・2研修室

次 第

1 開会（2分）

2 意見交換

今回の話題（予定）

（1）条例案の構成…必要な条項が盛り込まれているか意見をうかがいたい

（2）条例案の内容…とくに「第1条（目的）」「第3条（基本理念）」「第7条（施策の推進）」において、盛り込むキーワードについて意見をうかがいたい

（1）条例案の構成について（30分）

① **資料1** 条例制定の背景について確認

② 条例案の条項（第〇条～）に必要な条項が盛り込まれているか意見交換

資料2（仮称）静岡市手話言語条文草案

資料3手話言語条例比較表

条項建ての基本的考え方

ア 日本ろうあ連盟作成「市町村手話言語条例モデル案」をベース

イ 条例のつくりとして、「施策」にかかる部分について「第〇条」と規定している自治体もあるが、本市案は「第7条（施策の推進）」にまとめ、「市長が必要と認める施策」も実施できるものとしている。

※ 施策の内容については（2）で意見聴取

（2）条文案の内容について（60分） **資料4** **資料5**

日本ろうあ連盟モデル案や他自治体条例と違いがみられる次の2点について意見をうかがいたい。

① 第1条（目的）・第3条（基本理念）

障害者基本法や他自治体の内容と照らし合わせて、条文に盛り込む文言にかかる意見交換。

② 第7条（施策の推進）

次の2点について、条例制定後の施策推進や進行管理等を想定しながら意見交換。

ア 条例が目指す地域社会づくりにつながる施策となっているか。

イ 施策の進行管理につき、障害者基本法等に基づく行政計画との関係においてどのように位置づけるか（個別方針か行政計画上での管理か）。

3 連絡事項 今後の開催スケジュール

第3回 日時：再調整

場所：城東保健福祉エリア 複合棟3階 第1・2研修室

4 閉 会